

頼れるまちの消防団！ 美里町消防団を紹介します

消防団は、消防組織法に基づき、全国の各市町村に設置されている組織です。美里町消防団は第5分団まであり、現在約100名が在籍しています。本業は、自営業や会社員などさまざまで、20代から50代の世代が活動しています。

消防団員と消防職員の違いは？

消防団員は、非常勤特別職の地方公務員として、火災や災害発生時に自宅や職場から現場にかけつけ消火活動などを行っています。

一方、消防職員は、常勤の職員として、消防本部や消防署に勤務しています。



■主な活動や行事の紹介

火災や災害発生時

現場にかけつけ、消火活動や救助、交通整理などを行います。災害発生時は、地域の実情をよく知っている消防団の力が必要になります。

訓練活動

火災や災害発生時にかけつけても、すぐに消防活動ができるわけではありません。そのため、本業の合間をぬって休日や夜間に必要な訓練や研修、会議などを行い、団員の技術や経験を身に付けています。



町民向け防災訓練

認定を受けた団員が講師として、AEDの使用方を指導しています。

また、消火栓の使用方法など、地域の課題・要望に合わせた訓練も行っています。

ぜひ、お住いの地域で開催の案内がありましたらご参加ください。

行事

消防団として活動するためには、チームの連携が必要です。そのため、美里町消防団では、「全体訓練」「放水訓練」「特別点検」「団員教育研修」「歳末防火パトロール」などを実施しています。

美里町消防団特別点検を実施しました！

11月12日(日)、遺跡の森総合グラウンドで、町民の生命や財産を火災・災害などから守る「美里町消防団」の特別点検を実施しました。

特別点検とは、消防活動の職務遂行に必要な人員・服装・規律や資機材の整備・操作について、常に万全を期していることを町長が点検することを目的として実施するものです。団員たちは、日頃の訓練の成果を発揮し、素晴らしい特別点検となりました。

町では、消防団への入団者を随時募集しています。詳しくは、総務課（☎76-1115）までお問い合わせください。

また、女性消防団員や学生消防団員として活動することに興味のあるかたもお気軽にお問い合わせください。皆さまの入団をお待ちしています。



課税額が変わってきます

建物を新築したり、取り壊したら届出を！！

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、次のように使用状況が変更になった場合には、届け出をお願いします。

家屋を新築または増築した場合

令和6年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は、令和6年度から課税対象となります。

現在、職員が固定資産評価額算定のため調査を行っていますので、家屋が未調査の場合は、ご連絡をお願いします。

家屋の用途、土地の使用状況を変更した場合

家屋、土地の使用状況によって課税額が変わる場合があります。使用状況を変更した場合は、届け出をお願いします。

家屋の全部または一部を取り壊した場合

令和6年1月1日までに家屋を取り壊した場合には、令和6年度から課税されなくなりますので、「建物滅失届」の提出をお願いします。

電子申請も受け付けていますので、町ホームページをご確認ください。

また、取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局へ「建物滅失登記」の申請をしてください。

今年、家屋や土地の所有者が亡くなり、令和5年中に相続登記が完了しない場合は、「固定資産税相続人代表者指定届出書兼現所有者申告書」を必ず提出してください。
※各種届出の様式は、税務課窓口または町ホームページからダウンロードできます。
その他、ご不明な点は、お問い合わせください。

問合せ＝税務課 資産税係 ☎76-5131

水道管の凍結にご注意ください！

寒さが厳しい日が続くと水道が凍結しやすくなります。屋外、北側で日が当たらない場所、風当たりの強いところ、むき出しになっている水道管などは特に注意が必要です。

【凍結を防ぐ方法】

①水道管を保温する

むき出しになっている水道管は、保温材などですき間なく巻き、保温してください。

メーターボックス内に毛布や発泡スチロールを置いてください。

②夜間に蛇口を少しだけ開けておく

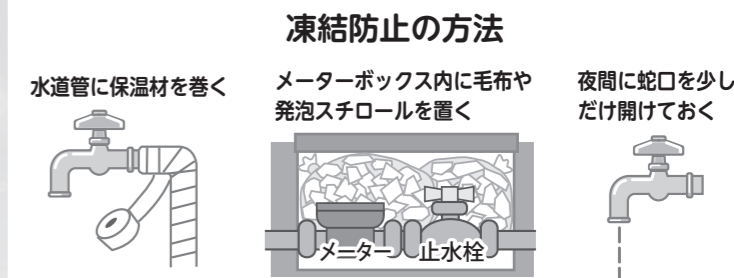
水がたえず流れることで凍りにくくなります。流した水はためておいて、洗濯などで再利用しましょう。出す水の量はごく少量で構いません。

【水道管が凍結してしまったときは】

蛇口にタオルや布などをあてて、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。

※熱湯をかけると、水道管や蛇口を破損するおそれがあります。

寒さから水道管を守りましょう



問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118